

三原市広告掲載取扱要綱

平成20年2月29日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、市の資産を広告媒体として活用し、広告掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 市の資産のうち、広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のWEBページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できると市長が認めるもの

(広告の基本原則)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の事業の適正化、消費者の保護、地域社会・地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図るため、掲載する広告の範囲を次のように定める。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 市民に不利益をもたらすことのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法令及び社会秩序を守るものであること。
- (6) 掲載された広告内容についての一切の責任は、当該広告の申込者が負い、市は責任を負わないものであること。

(掲載しない広告)

第4条 前条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害，差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し，中傷し，又は排斥するもの
- (7) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大である等過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか，掲載する広告として適当でない市長が判断するもの

2 前項に定めるもののほか，広告掲載のできる広告に関する基準は別に定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告媒体の種類は，主管する部局長（以下「主管部長」という。）が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格，広告掲載位置等は，広告媒体ごとに主管部長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集方法，掲載料及び選定方法については，広告媒体ごとに，その性質に応じ，主管部長が別に定める。

(広告掲載の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は，広告掲載期間中であっても，広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し，業務を妨害し，又は事務を停滞させるような行為を行った場合
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (3) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合

(広告審査会)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため，三原市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は，別表のとおりとする。

3 委員長は，主管部長を，副委員長は総務企画部長をもって充てる。

4 委員長は，会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、広告媒体を主管する課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(三原市ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

2 三原市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成19年三原市要綱第2号)は、廃止する。

(三原市ホームページ広告審査会設置要綱の廃止)

3 三原市ホームページ広告審査会設置要綱(平成19年三原市要綱第3号)は、廃止する。

附 則(平成20年4月1日三原市要綱第50号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日三原市要綱第51号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

主管部長
主管課長
総務企画部長
総務課長
財政課長
商工振興課長
人権推進課長
青少年女性課長